

第13回鎌倉市児童福祉審議会会議録

平成14年3月2日(土)10時~12時

委員長 審議の前に「報告書の取りまとめ方法」について純粹技術的な打ち合わせをさせていただきたいのですが、こういう審議会のいわゆる答申のまとめ方の技術的なところなんです、やり方としてはおおよそ2つぐらいがあって、もう委員が初めから全部、古い言葉だと鉛筆をなめて書いてつくる方法と、それから私は少しもちろん責任を持ちますが、事務局にたたき台をつくっていただいて、それは公の場で議論をして修正をしていく、あるいは取りまとめがつかなければ賛成意見、反対意見を付すというやり方がある、技術的な意味合いでは、最初から全部私たちが書くか、それともたたき台を事務局に出していただくかというご相談だけを先に技術的なことなのでさせていただきたいんですが、いかがですか。

委員 委員長がかかわってやってくださるなら事務局でたたき台を出した方がいい。そうでないと、だれかこの中で小委員会なんかつくれなんて話になると、ホテルにずーっと詰めてやれなんてことは恐らくとてもできませんから、私はその方がいいのではないかと。

委員長 ほかの方がいかがですか。

その方向で、またうまくまとめていただけますか。出てきたものが180度なり、73度方向性が変わるということもあり得ることで、それでよろしいでしょうか。

委員 はい。

委員 私の意見は、これまでのこの審議会の審議の中身からいって、それから一般的にこの間の国も含めた審議会の報告のあり方に対する市民の考え方からいって、実態としてできるかどうかは全く別にしまして、それは全く別にして、先生が言われる鉛筆をなめなめの方がいいんだろうと、全体を取りまとめしていくということであるならば、やはり特にまとまって文書にするというのは非常に困難だと思います。そういう点ではかなり委員長さんの負担が大きくなるかなと。率直に言って、どっちに転んでもですけど。そう思います。そういうふうには思うんですが、ただ、実態として、ではそれが現実にはできるかどうかというと、非常に困難であるというふうに思います。

委員長 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、恐らく文章を書くということでそれなりの一定の習熟があるのは多分私と何人かの先生がいらっしゃると思うんですね。委員がおっしゃるように、どっちに転んでも大変というか、ちょっと楽な道を選ばせていただければと。現実、1年半とか2年で最初から起草というのを意識して、起草委員会も半分想定をしながらやってくるとやれないこともないのかなと。なかなか皆さんも忙しくて、今までもそうですけれども日程調整を3カ月前にしないとできないという状況にきていますので、委員のように

ベストはそうだし、私も本当はそういうこととしてあるのですが、それでも骨格はやっぱり委員長が提示をしたものに沿って書く。なるべく委員の方も修正の文言がそのまま入る形で生かさせていただくということによろしいですか。

委員 報告書を8月にということで、審議の機会もあと10回も20回もあるわけではないということですので、やはりその報告書にどういうことを書くかということを見て審議の内容も絞っていく必要があると思うんですね。だから、章立てというんですか、骨格をなるべく早く我々のところで提示をして、それについてはここで同意を得て、それに基づいて事務局にお願いするということだったら、それが一番いいでしょう。

委員長 そうですね。もちろんそれはご相談をさせていただきます。1年度で6回という予算を組まれているので、きょうを入れてあと7回なんですね。ですから、これはあとで傍聴の方も入っていただいて進め方を相談しますが、そんなに時間がないという。もちろんその章立て、目次づくりから原案をつくって皆さんにお出しをして承認をいただいてという手順で進めていきたいと思いません。

事務局 では、そうさせていただくことにして、では傍聴の方を。

(傍聴者入場)

委員長 それでは、第13回の児童福祉審議会を始めたいと思います。

今年度はこれが最後ということになります。しだいに委嘱を受けた期間の終わりの方が見えてきましたので、きょうの議事の3番目には報告書(案)の取りまとめについて、ご相談をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、事務局から出席委員等についての確認をしていただきます。

事務局 委員につきましては全員の皆さんが出席しております。幹事につきましては、青少年課長と学務課長が欠席しております。以上です。

委員長 ありがとうございます。後々議事が進んでいきますと子育て全体の話に及んできませんので、ぜひ学務課長の出席を今後はいただきたいと思えます。

委員 委員長、すみません、それに関連してよろしいですか。

事務局にちょっとお伺いをしたいんですが、青少年課長さんはほとんど毎回とっていいと思うんですが、参加をされていないんですけども、これはどういうことですか。

事務局 実は、青少年課長は体調不良でして、私どもも毎回必ず出席依頼をしていますが、ちょっと体調の具合が思わしくないということで、ただ大分よくなってきていると思えますが、欠席させていただきたいとのことでした。

委員 よろしいですか。青少年課長がほとんど出席をされていないということで、今お体がということでしたが、課で代理を出すのが筋であろうと私は思います。

当然ながらほかの業務がある中で、御本人が出席をされないということはあり得ることでありますから、それは課の中できちっと論議をしていただきたい。今まで青少年課にかかわった問題は今までにあったはずですし、特にこの鎌倉の中で、保護者の中でかなり心配事としてあるのが、保育園から小学校に入ったとき一体子どもたちはどうするんだと、これはかなりの方が心配事として抱えていることなんですね。青少年課長さんはそういった話し合いの場に参加をされないというのは、これは率直に言いまして市民は不信感を抱いているということはきちっと位置づけていただきたいし、組織として行っているわけですから、青少年課長さんのぐあいが悪いならば、やはり青少年課の中で代理をきちっと立てるのが筋ではないかと思えます。

もう一つよろしいですか。これは直接にかかわることではないですが、これは別の件ですが、この間、保育園の中で園長さんから説明があったんですが、これは予算の扱い方の問題ですから、ここで答えるとかそういう問題ではないのですが、昨年度クリスマス会とかのおやつについて廃止をされているんですよ。それはそれでおかしくはないとは思いますが、新年度からはさらにそれに加えて、シールノートというのが子どもたちにあるんですが、それも廃止をされるということで、親の中からはかなり危惧の声が出ている。やはり子どもの成長や発達とか、教育的義務はあるんだろうし、その辺をよく論議をしていただきたいと。ましてや全市的に廃止をするとなったときに、では予算が幾らかかるのか、それほど相当なお金がかかるわけではないと思うんです。審議会の委員の費用が、私にきているのが10万です。それは全額市に寄附しておりますので、10万以内でできることではないかと。まず最初に、ふところ事情が苦しいからと言って子どもたちのお金を削っていくという発想には、私は賛成できない。それだけは申し述べておきたいと。

委員長 2番目の発言についてはちょっと審議会とずれますので、事務局でお聞きをいただいて。さて、それでは議事に入りたいと…。

委員 ちょっと待って。参考資料がここについておりますけれども、13年8月20日付の第三者評価基準の試案というのがありますけれども、これは今年に入ってから文言が一部修正になっておりますので、後でこれを回収してください、資料は私が後でお届けします。

事務局 それはまた後でご説明をさせていただこうと思っていました。

委員 後でそうしてください。

委員長 では、前回の議事録の確認は既にお手元に渡っております。何か特段の訂正点はございますか。いいですか。

それでは、第11回のときに配られた資料について、第12回のときに説明を受けて議論をしてきましたが、11の3あたりからまだ少し議論、説明等が残っている

部分がありますので、これを先にさせていただいて、それから今日は午後、ここで次の会合が入っていらっしゃるということですので、会場の配置がえ等も含めた、あるいは昼の時間も見込んでということで12時には終えたいと思いますので、議題の2のところでおおよそ1時間ぐらいかけて議論をしたいと思います。それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、まず資料の確認をさせていただきますが、今お話がございましたが、前々回の第11回の資料で全体的な説明をさせていただきましたが、その後の11-1の3ページぐらいからご審議していませんので、その辺からもう一度やらせていただきたいと思いますので、第12回のときの資料をお願いいたします。もし手元になれば委員さんの分は御用意します。

これから簡単に説明をさせていただきます。参考資料として、今委員から御確認をいただきましたが、児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価試案について、厚生労働省から試案ということでの報告が13年の8月に出ています。この修正案が1月の会議の中で出ているということで、一応確認はしたんですが、インターネットから取り起こせなかったものですから、この中身で大幅には変わっていないと聞いていますので、参考までに今日、委員さんにはお配りをさせていただこうと思っています。この点でまずご説明をさせていただきます。

それでは、資料11-1の3ページをお願いします。

前回、前々回までの会議の中で、保育園を中心としました子育て支援として、地域別に保育所の拠点化を図っていききたいと、私ども市の考え方をお出しして、その拠点としては公立保育所が担っていくという考え方を出させていただいて、それをベースに子育て支援のイメージということで、何回かご審議をいただいています。

今見ていただいているのは第11回、12月26日に行いましたときの資料ですが、この考え方を進めるに当たりまして、今までこういう形のものがなぜできなかったのかということ、特に公立保育園を中心にどうして進められなかったのかということで、課題とその取り組みということで1ページ目、2ページ目に載せています。

それから、進めていくことによる効果をご審議いただきました。ここではいろいろとご意見をいただいております、修正ですとか訂正が必要になると認識をしておりますので、今後報告書なり答申なりにまとめていただく段階では、当然修正なり訂正なりをさせていただくようになるのではないかと考えています。

一応1ページ目、2ページ目をもって、次のページ、実施に当たっての機能としての部分を、またちょっと繰り返しになりますが、ご説明をさせていた

だきたいと思います。

まず、ここの資料に実施に当たってのチェック機能ということで書いてあります。いろいろと計画をして保育園をつくっていったとしても、その中身をどのように評価をしていくか。つくったのはいいけれども、そのままですると終わってしまうようなことがあってはいけないのではないかというご意見があり、前回の会議でこれについてのお考えもお聞きしましたので、私どもの考えを出させていただいています。

一番の左側に拠点化園、民営化園、これは民営化した場合にはこういうようにしていくということで書いてあります。そして私立の保育園という形で書いてあります。拠点化を図っていくということでご説明をしていますが、拠点化園を地域に5つ、残る園については民間の力をお借りしたいということで、民営化をその段階で出させていただいています。この流れの中では当然拠点化という形で進めた場合には、当然拠点化園の決定ですとか、逆に民営化をお願いしていこうとする園の決定、その段階での検討が必要になってくるかと思っています。

それから当然ですが、民営化を図っていくことになった場合に、選考のための委員会の中で、選考の基準ですとか条件ですとか実際の手続等々を決めていただきながら進めていくということで考えていくべきだろうと思っています。

その流れですーっと進んでいきまして、例えば拠点化を図っていった場合に、拠点化をされて園が開所した場合に、そして法人化によって民間園として出発をした場合と進んでいった後に、実際にその保育の内容ですとか、運営がうまくいっているのか、当然つくるに当たりまして、それなりの考え方、目標を持ってつくっていくわけですが、それをどのような形でチェックをしていくかというところで、右側にあります保育園の評価ということで、第三者による評価をしていく機関をつくっていかなければならないと考えています。第三者による別なチェック・評価ということですので、質の確保または向上は当然ここで担っていくと考えています。

第三者評価ということで、厚生労働省で今検討をされている第三者評価の基準というのがあります。今日はこれをなぜ委員さんに資料としてお配りをしたかと言いますと、こういう検討をしているということだけでも目を通していただきたいということでお出ししているもので、私どもがもし第三者の評価機関をつくるとしても、これとイコールだとは考えてはいません。

この参考資料に目を通していただきたいと思いますが、評価の基準は大きく4つに分かれております。「子どもの発達援助」、「子育て支援」、「地域の住民や関係機関との連携」、そして「運営・管理」という大きく分けて4

項目です。全体としては、項目数でこの段階では53個の項目が挙げられています。後で目を通していただければと思いますが、発達の援助のところから入りまして、運営関係に関してかなり幅広く項目立てをされております。検討委員会の中でまだ進んでいまして、1月25日に国の検討委員会が行なわれたという記録が残っていました。その中では今お手元にあるものの修正案が出されており、修正文につきましては、保育園については1項目減るだけで、おおむねこの内容のままの修正案が出されていたということを一応報告をさせていただきます。

鎌倉市でやっていこうとする場合、今考えているものとしては、国レベルで検討をされている第三者評価の目的と同じような目的になろうかと思えます。評価の基準ですとか、評価を決定していく組織、調査をしていく調査員が入るようになるかと思えますが、そのような組織とか、また評価の内容は53項目と申しましたが、この評価の方法などにつきましては、やはり国で検討をしているものをある程度準用できるかなと、これをベースにしていくことができるのではないかなと思っています。ただ、市で考えていく場合には、市の機関としての位置づけができないかと思っています。

国の第三者評価の機関につきましては、全く各保育園の自主性に任されて、極端に言うとな受けなくてもいいというシステムになっていくのではないかと思えますが、鎌倉市がもしこういう形で機関を置くとすれば、市の機関としての位置づけができないかなと思っています。その評価をもとにして運営上のご意見ですとかご提言をいただきながら、それをまたフィードバックして園の運営等に跳ね返らせていただきたいと考えています。こういう考え方で第三者による評価機関を置いていきたいなと思っています。

これは当然第三者だけの評価がいいかということではなくて、当然ことながら自己評価ですとか利用者の評価があって第三者評価というのがあるのではないかと思えますので、この3つ「自己評価」、「利用者評価」、「第三者の評価」をあわせていく形がとればなと考えています。この辺のところの説明を前回のときにも若干したんですけれども、改めて説明をさせていただきました。

それから4ページ、次のページにつきましては、今まで1、2、3ページで説明をさせていただいた内容、それから当然その前に拠点化をしていきたいということで、いろいろとご審議をいただいている中ですが、実際にこれをやっていくに当たっての留意点ということで7点ほど挙げさせていただきました。

この1番、2番、3番につきましては、これを進めていこうという計画が意思決定をされていく中で、当然周知を図りながら利用者また市民の理解を得

ていくことが必要になってくるだろうと、それから現在児童育成計画を平成8年につくってから、それをもとに実際に動いていると毎回ご説明をしていますが、当然それ以降に新たに出てきている事業についても、育成計画以外の実施計画の中で事業化を図っていつていますが、これにつきましても当然のことながら明確化をしていきながら、市民にも理解をいただきながらと考えています。

それから、これは、ただやります、やりますと言っても、実際には施設の問題が入ってきますので、施設改修ですとか新たに建てかえることも含めて、当然それなりの予算づけが必要であろうと思っています。このようなことがまず行われないと、皆様方のご意見の中にもあったかと思いますが、絵にかいたもちに終わってしまいますので、ぜひこれは進めていきたいと思っています。

それから4番、5番、6番、7番につきましては、拠点化を図っていくだけではないということで、そのほかに私立保育所と協働、連携とかネットワークも視野に入れなければもちろんいけないと思います。鎌倉市全体の保育の質の向上を目指すということで、それにあわせた適切な助成と書いてありますが、公立が拠点化をしていくだけでいいということではなくて、拠点化された園を中心にネットワークを張っていきながら保育の質の向上を目指したいと考えています。

簡単ですが、ここの11の3ページ目、4ページ目につきましては以上でご説明を終わります。

委員 議論に入る前に、今、第三者評価の説明のところで委員の方々が誤解を招くといけけないので確認をさせていただきたいんですけれども、よろしいですか。

第三者評価というのは各法人のあり方をさらによくするために、手を挙げて自分でお金を払って受けるもの。ですから、厚生労働省もそのための費用を出さないとやっている。つまり出すと監査の二重になる。だから、第三者評価のこの資料をどうするのかわかりませんが、民営化園に対して評価機関をつくるという話は基本的に間違っているんだと思うんです。つまり、例えば鎌倉市内にある幾つかの社会福祉法人の意見は、自分で中身をさらにグレードアップするために自己評価をするための指針なんです。ですから、あくまでも厚生労働省はこれをやれと言っているわけではなくて、法人がやるのが望ましいと。お金はどうするんだと、お金は出すとひもつきになるからお金は出さないと、法人でお金を工面して受けてくださいと、こういう話でございますから、ですから保育所専門家を含めてこれのマニュアルづくりをやっておりまして、このたび終わりました。

これは今、厚生労働省で中身を最終チェックをしまして、5月の頭に全国にこれが配布されます。それをもとにして、自分のところで自己評価をするということでもあります。ですからそれを見ていただいて、少なくともこれを役所のチェック機能の資料としては使わないでほしいと、こういうことでもあります。わかりますか、言っている意味。

ですから、これを役所が使って、公立の保育園のための自主評価のチェックリストにするのは一向に差し支えないと思いますけれども、社会福祉法人までこのチェック機能の資料としてお使いになるのではなくて、あくまでも主体性は社会福祉法人にありますから、ですからそこがやるかやらないかを定めることでもありますということを申し上げておきます。

それから、全国保育者養成協会、略して保養協というのがあって、そこで現場の声がいっぱい届いたので文言修正をしました。中でも一番多く修正をされたのが給食の問題のところでありまして、全体ではこう減っておりますけれども、それで加筆をしたところもありますし、削除をしたところもありますので、資料としては加筆をしたところは網かけで、削除をしたところは消してありますから、その資料を次回にお出しいただいた方がいいのではないかと思います。以上です。

委員長 委員の御発言でしたが、たしかその前に自己評価基準というのをつくられていて、第三者評価は評価委員がほかのところから来ることになっておりますので、必ずしもそういう意味では保育園の自主評価でなくても、第三者が入るといったことはありますね。

委員 私も研修を受けて、有資格者ではあります。

委員長 それで、先ほど事務局がおっしゃいました3本柱、利用者の評価と自己評価と保育園当事者ではない第三者でやられるということで、そのことについては、このイメージ図の評価機関の機能というか、全体の中でまたご議論をさせていただいていいと思うんですが、委員がおっしゃったように国の今のイメージというのは、保育園に手を挙げてもらって恐らく、しっかりとした研修を受けた方が評価に行くということのようですね。

それでは保育所、特に拠点化、それに伴っての民営化ということ、そしてそれが最終的に鎌倉市の保育の質を向上していくという展望を持っているのかということについて、事務局からお話をいただきましたので、別に第三者評価に限らず総合的な議論をさせていただいていいと思いますので、どうぞご自由にご発言をいただきたいと思います。

委員 いろいろ議論する場所はあると思うんですが、まず4ページ目の(7)、私立保育所との協力のもと、保育の質の向上を目指しということですが、この計画だと、拠点化園が公立、それ以外はみんな民間保育所になるという計画で

すけれども、現在公立の保育所と民間の保育所で同じ役割を持ったものがあって、公立は民間の保育所のやっていることを横目で見ながら、もう少しこれをやらなければと、あるいは民間の保育園は公立保育園のやっていることを横目で見ながらという、ある意味での競争関係があると思うんですね。この計画ですと拠点化園、あるいはそうではない普通の園はみんな民間になるということで、今あるような横目で見ながらどういうふうにやっていこうかという競争関係が恐らなくなる案だろうと思うんですね。

7番に私立保育所の協力のもと保育の質の向上を目指すとして書いてあるんですが、これがどういう協力関係でお互いにどういう関係を置いていくのかと考えればいいのかというのがよくわからないんですね。制度としてできるということと、実際にそれがお互いに影響を及ぼし合うということとは別だと思えますので、先ほどの説明を聞いてもその点が具体的にイメージができなかったものですから、どのような協力関係を考えていらっしゃるのか、ちょっと伺いたいと思います。

委員長 ご質問の趣旨を改めて繰り返すこともないのですが、拠点化で逆に競争関係がなくなるのではないかと。むしろ公立がややちょっと上に来てという危惧がないだろうかというご趣旨だと思いますが。

委員 そういうことですね。

委員長 いかがですか。

事務局 委員、今委員長が言われたことだと思います。第10回のときにイメージ図で、地域にこういうように配置をしていきたいとご説明をさせていただいています。公立が拠点化していきたいということで、拠点になる園がどういう機能を持つかということを若干説明させていただいているかと思いますが、今いろいろな保育のニーズがありますが、その中で、例えばお金のかかってしまうものもあります。

それから前にも挙げていますが、例えば休日保育ですとか病児・病後児保育、一時保育も、まだまだ課題として考えていますが、それを全園で同じように持たなければいけないものもあります。例えば病児・病後児保育などは全園で持つ必要はないのではないかと考えております。そうしますと、ある程度地域に1つなり2つなり考えていくことも可能だろうと思っています。

例えば障害児保育などは、私立でも公立でも障害児の受け入れを実際に実施はしていますが、これもゆくゆく私ども育成計画の中に統合保育という言葉で書いてある、いわゆる健常児と障害児が一緒のところでは保育が受けられるような形のものもつくっていきたくと思っています。そういう意味では、全園で持たなくてもいいものについては拠点化したところにつくっていったいと思っています。

実際に民間の園と拠点化される園がどういう協力にするかということになるわけですが、前回、現場の保育士の声にもありましたが、やはり公立のいいところ、民間さんのいいところがあるんだというご意見もあったと思うんですが、その辺で融通のきくところはぜひお互いにやっていっていただきたいと思っています。機能としてこの部分は民間にお願いして、この部分は公立にということには今考えてはいません。

委員長 委員、いかがですか。

委員 よくわかりませんが。

委員長 もう少し補足の質問もしていただけると。

委員 ちょっと、ほかの方からもあると思うので。

委員長 そうですか。ほかにいかがですか。

委員 11-1、2のあたりの議論になろうかなというのは、ちょっと記憶になくて今議事録にもないので、そのときに話されたかもしれないんですけども、例えば11-1の今後の取り組みのところ、地域の保育資源としてということで、地域に開かれたという部分が入っていますよね。また今の第三者評価の中にも、ちらちらと見ると何か民生委員との連携みたいなことも書いてあって、それが果たして必要かなという気もするんですけども、要するに地域に開かれたということが、この7点の中で余り明確ではないような気がしてまして、6番のファミリーサポートセンターや子育て支援センターとの協力という文言だけだと、ちょっと弱いかなと思ったんです。これは答申の取りまとめのところ意見を申し上げればいいのかもわからないので、この7点で強調するべきかどうかわからないのですが、ちょっとそういう気がいたしました。

事務局 今、委員おっしゃられたとおりで地域に出ていくということ、地域活動のお話なども今までの中でさせていただいているかと思います。いわゆる保育所にいるお子さんだけではなくて、地域のお子さん、幼稚園のお子さんも含めてだと思いますが、一時保育などもその典型だと思います。当然地域に出ていかなければいけないということは念頭に置いてますし、これは拠点園だろうが、民間も公立もそうなんですけれども、どこの園でも実施をしていますので、その部分の充実は拠点にかかわらずやっていくべきだろうと思っています。

委員長 ほかにいかがでしょう。

委員 3ページ目に拠点化園と民営化園、私立保育所、3つに分けたんですけども、あと無認可保育園に子どもを預けている方、それは時間的な問題、いろいろあると思うんですけども、無認可保育園との連携とか協力もとても大事なと思うんですけども、その件に関してどう考えられているのか、伺いた

いと思います。

事務局 拠点化を進めていく中で、保育園を中心とした子育て支援の整備ということで、その部分については、この中では確かに表記されていません。私ども審議の中ではご説明をしているかと思うんですが、無認可園は今鎌倉に2園ほどあります。その2園につきましては、ぜひ認可化を図っていきたいということでそういう作業、それから私どもも相談に乗りながら今進めています。実際に待機児童になってしまうお子さんについて無認可保育をお願いしているということがありますので、その部分についてはぜひ認可化を図って、この中でいうところの私立保育園の中に組み入れていきたいと思います。

委員長 委員にちょっと伺いたいんですが、今事務局の説明の中で、拠点の1つのイメージとして、より高次の専門性、例えば病児保育だとか病後児保育については、例えば鎌倉市を4：6ぐらいに分けて、その中で1つやっていくというのが拠点のイメージだったと思うんですが、そのことについてはどうお考えでしょうか。

委員 拠点のイメージがもしかしたら私の考えているのと市の説明とが恐らく違うのかもかもしれませんけれども、例えば病児保育・病後児保育についても、例えばふだんは別の保育園に行っている子が病気になったときだけ、その拠点の園に行くということですね。本来は、非常に不安なときですから、自分のなれた環境で保育を受けるのが一番いいだろうと思うんですね。あるいは障害児と一緒に育てていくということですが、これも私もそういう経験があるんですが、これは障害を持っているお子さんだけではなくて、それ以外の子どもにとっても非常にいい影響を及ぼしていると思います。

そういうことも含めて、これも幾つかの園でやるよりもすべての園でできれば、それにこしたことはない。ただし、今財政もないので全部の園でやることができないから、拠点をつくって地域に1つずつやりましょうという次善の策というイメージを私は持っているんですね。

例えばさっきお話ししましたけれども、公立の保育園は拠点化園、そうでないところは民営化園ということになりますと、その関係が固定化するのではないかというおそれを持っているんですね。財政に余裕があれば、あるいはそういう条件が整えば、すべてのところで拠点化園に準じた保育ができればいいなと思っているものですから、どうもそこら辺で環境が固定化されるというイメージを持ったので、ちょっとそれはおかしいことではないかなと思いました。さらに先ほど申し上げたのは、そうやって違う質のものが2つできたというときに、その2つの関係で、片一方のいいところを片一方が取り入れるとおっしゃったけれども、具体的にそれはどういうふうにしたらできるのかなということがよくわからなかったということで、ご説明をお願いしたのですが、

それについては何かいいところをそれぞれというご説明があったので、それはもう何回も伺っているわけですが、今は競争関係の中でお互い、あそこもやっていて、いいからこっちもやろうという関係がかなりあるだろうと思っているんですが、そういう関係が失われはしないかなということでご説明をいただきたいと。それについてはせっかくいただいたご説明ですが、よくわからなかったと申し上げたということです。

委員 今まで、保育所の先生は競争はなかったわけでしょう。措置で各園に振られたわけでしょう。そこでは競争はないんですか。

委員 競争と言いましても、それは生存競争だとか何とかという意味ではなくて、サービスの競争ですよ。あそこでやっていることについては、うちにもできるのではないかと、同じような条件でやっているんだからうちにもできるのではないかと、そういう意味です。

委員 格好よく言いますと、公立は1つのカリキュラムで全園ズーっと流してやる利便性もあるし、いろいろなこともあるけれども、民間の場合はそれぞれみんな特徴がありますから、だから切磋琢磨をするという意味での競争心があった。公立も民間をにらみながら、民間は公立をにらみながら、お互いにズーっと伸びてきた。それが今度拠点化すると、その競争力が衰えるのではないかと。

委員 それはないでしょう。

委員 それは少ないと思いますけど、ないとは言いきれない。

委員 ないといえますか、結局拠点化はある意味では別な機能を持たせて、あるいは措置から今度は選択、今度は親がそれぞれの保育園を選択するように、厚生労働省は競争をさせようと考えているわけですね。硬直化しているから。そうすれば各園がより切磋琢磨していくのではないんですか。

委員 民間の一般園同士の競争は出てくるだろうと思いますけれども、公・民の切磋琢磨、競争関係ですよ。これは拠点化園だからこうなんだ、これは民間の園だからこうなんだと、例えば民間の園でやっていることを一般の保育もやるわけですから拠点化園ではそれをやっけていなくても、拠点化園でいろいろなことをやっているんだから違いがあっても当たり前だということになりはしないかということです。

委員 拠点化園のイメージがまだ全部見えていませんから、ちょっと議論がかみ合わない。

委員 委員の質問はどの辺にあるかよくわかりませんが、ただ、私たちが戦後50年、民間の保育園をやってきてズーっとぬぐい切れないものとしては、地域の人たちは公立の保育内容が民間より数段まさっているという発想がかなり多いんですね。新興地域は少ないんだけど、特に旧市内に強いと。そういう意味からいくと、委員が心配をしているように、ますます公立優位と

いう方向に拠点化かだかセンター化することによって位置づけられて、民間の保育園を指導する側に回っていくのではないかという心配もあるんだろうと思うんですね。

最近そうでもなくなったんですけれども、すぐトンネルを越えたところに「鎌倉保育園」というのがありますね。あれは養護施設なんです。随分長いこと鎌倉市の方々に、うちは保育園ですと言うと、ああ孤児院かと言われた。これは相当強いイメージとして今でも残っているわけです。それで、あそこの法人が名称の変更をしたところ「鎌倉保育の園」という一字入れただけだった。それで今がっかりしているんだけど、かなり市民のその辺の理解は増してきましたけど、民間の私たちの中には根底にそういう問題があって、長いこといろいろな思いをしてきたことは確かです。今は薄れてはきましたけれども。

そういう意味があって、だから公立がセンター化していろいろな機能を持つことはいいんだけど、拠点になった保育園が私たちより上の、つまり学校でいうと、大学院を統治するための機関みたいな感覚になってくると、ますます民間の個性が失われてしまうのではないかなという思いがあるんです。私は委員の質問で、そういう意味であれば共感をするとところが十分にあると思っています。

委員長 何人かの御議論をまとめると、拠点化していろいろな機能をつけることによって、市民に対してはその方がよりいい保育園と位置づけられないだろうかという点。それから今まで一緒にやってきた保育園の中で上下関係あるいは指導・監督的な位置づけができるのではなからうか。さらに言えば拠点化されたところは、ある意味で通常の保育は余り競争心を持たなくても、拠点的な機能を持っているので選択をされてしまうのではないかという危惧だと思うんですが、その辺は事務局として何かお考えがありますか。

事務局 私ども上下関係というようなイメージは持っていませんでした。当然こういう拠点の中には保育所だけでなく、保育所ですとか支援センターの機能もあわせ持っていきたいと思っていますので、保育所の機能のところだけで言えば、残る園と拠点園は同じものを担っていただきたいと思っていますので、そのところについてはおっしゃられるとおりで、ひょっとすると固定化されてしまうとか、上下関係的な認識を持たれるということもあるのかなと、今、ご意見をお聞きして思っています。

委員 先ほど委員が上下関係とかということで、もちろん私のイメージの中にもそういうことがないわけではなくて、それも危惧するんですが、5つの拠点をつくるということと、今8園ある公立の保育園を民営化する、あと3つも民営化するということは、これは本来セットのものではないと思うんですね。

それがセットで出てくる理由は恐らく経費の問題で、5つを拠点化してお金がかかるので、その分3つを民営化して節約をしようという発想だと思うんですが、これは単純に経費だけの問題であって、本来の本質の問題からすると、5つを拠点化することと、残りを民営化することはリンクしていないと思います。資金的な条件次第では5つを拠点化し、あと3園の公立保育園と民間保育園という選択肢も考えられる。ただ、恐らく資金の問題が出てくるでしょうし、あるいはここにも書いてありますように、民間保育園に対する助成は不十分であると、不十分であるとは書いていないですけども、これをすることによって、さらに厚い支援ができると書いてあります。そういう資金的なことをクリアする中で、ではこの3つを民営化するのかどうかということが出てくるとは思いますが、これをまずセットで議論をするのはいかがなものかと。先ほど言ったようないろいろな理由も持っているわけですけども、そういうことを含んでお話ししたということです。

委員長 これはおっしゃるとおりで、これができなければ拠点をつくらないということでは本末転倒になります。もし拠点についてのメリットの方が多ければというお話です。

委員 先ほど来、随分論議をされておりますので、私も幾つか疑問に思ったことがあります。1つは拠点のイメージが、今委員が言われたように8園あったものを5つ拠点化をして、3園を民営化するという流れでお話がされていたと思います。それともう1つは機能の拠点化ですね。それについては大方の方がそれでいいではないかと考えていると思うんですが、その辺が、今委員が言われたようにリンクしながら論議をされるのは私も正しくないと思います。

拠点化そのものが果たして正しいのかどうかということについても、先ほど委員が言われていましたが、病後児保育等の問題については、やはり精神的に非常に不安定なところで、前に委員もおっしゃっていたと思います。病気を持った子、一時保育の子は1日じゅう保母さんにつきっきりの状態になってしまうと。それが本当にいいことなのかどうかということは、かなり検討をしなければいけない問題ですし、本来であるならば、それぞれの各園で顔がわかっている子どもたちがいるところで行えるのが理想であろうかと思えます。

具体的な事例で申し上げますと現在病後児で若干熱があると、7度以上7度5分ぐらいあるから保育園に出せないというケースの場合には親が休むこととなります。しかし、休むことができない場合にはベビーシッターといいますが、お願いをしてということになりますが、いきなり初めての方にそれをお願いするというのはむちゃな話でありまして、何回かお願いをする中で知っている方にお

願いをすると、あるいは近所のお知り合いの方をお願いをすると、そういうことを現実には各家庭でやられているのではないかと思います。

障害児保育についても、先ほど全く 委員が言われたのと同じで、各地域で行われるというのが障害児保育、統合保育の本来の趣旨ではないかと思えます。そうすると、地域の問題をどう考えるのかということは極めて重要な問題であろうと思えます。そうしたときに、では地域の問題を考えたときに、拠点化をして3園を廃園にしていくのは果たしていいことなのかどうなのかということも1つ問題になってくると思うんですね。地域の中に、より多く子どもたちが、あるいは親たちが集まっていけるような場所があることは、より望ましいことであると思えます。

ですから、今後鎌倉市の中でどういうふうに地域をつくっていくのか、その地域づくりの核に、保育園がどういう機能を持っていくのか、そういったところから論議をしていくことが正しいであろうと思えます。

第三者機関に関して言いますと、先ほど来も論議が出ていますが、3ページの図でいきますと第三者機関によるチェックですか、評価と言われるものが、1つの機関でもって拠点化園、民営化園、それから私立保育園もやるということになっていますが、これは質問です、後で教えてください。1つの機関でもってやるということなのか、もし仮にそうであるとするならば、第三者機関で、先ほど 委員のお話でいけば、それぞれの法人がそれをつくり上げていくんだということであったと思えますが、この図でいくとそうではないですね。市の中にそれを1つ置いてということになっていきますので、それは 委員が先ほど危惧されていたような、トップに立つような園ができてきて、その中で指導をする中で引っ張っていくと。そういう状況も生まれる可能性はあると思うんですね。そうすると私立保育園の保育なり、内容の独自性が奪われてしまうのではないかと危惧をいたします。それと同時に、そこで言われるチェックというものが、もっと具体的になる必要があるだろうと、例えばそのチェックが罰則を伴うチェックなのか、指導を伴うチェックなのか、あるいは先ほど 委員が言われたように、それぞれの園がそれを参考にしながら改善をしていくんだと、あるいはよりよいものにしていくためのチェックであるのか、これはまた性質が全然違ってくると思えます。以上です。

委員長 それでは、1つは今の第三者評価について、もう少し詳しい説明をしていただくということと。 委員あるいは 委員から出ていましたけれども、拠点化ということと、公立のものを民営化していくこととのセットではないにしても、民営化を考えられている状況をいろいろご説明を受けましたけれども、そのことを1点もう一回確認をしていただくことと。今度は機能的な問題で、

ベストとしては全園でやれる方が望ましいとだろうけれども、委員は、もし現実的な制約があるなら次善の策としてはそういうこともあるかなとお話をされていました。その辺について3点ですね。説明してください。

事務局 まず第三者評価のところなんですけれども、委員がおっしゃられたように国の資料を出していますので、国でつくっている第三者機関のイメージがそのまま皆さんの中にあるかと思います。今、国でつくっているような第三者機関を使っていくということもできると思います。ただ、私どもが今の段階で考えているのは、こういう機関を市の機関として位置づけたいと先ほどちょっと言いましたけれども、全く同じものをつくっていきこうとは考えていません。考え方、目的ですとか、評価の仕方、評価の基準等、こういうものについては今国でつくっているものを参考にさせていただきながら、準用またはこれをベースにしていきたいと考えています。

流れがズーッと来た中で、この図が出てきますので、民営化が突出したお話になってしまうんですけれども、ここでまたチェック、評価という言葉が書いてありますが、各々の市でのフィードバックの仕方に、運営に反映させるとか、助言、協力依頼、助言指導という言葉で書いてあります。拠点化される園については、そのまま公立園で運営をされますので、直接設置者が市のため、評価されたもの、またはチェックを受けて改善をした方がいいだろうというものについては、そのまま運営に反映させていきたいと考えています。

それから、私立の保育所につきましては、具体的に私どもの市でも監査権というのはなく、県で監査をしていますので、私どもがお願いをしていけることとしては、法的には助言、協力依頼になろうかと思っていますので、こういう表現をしています。

それから、ここで民営化園と書いてあるんですが、民営化をした場合、当然民間の保育所になっていくわけですが、ただ、それを移行していく間、何年間になるかちょっとわかりませんが、一定の時期までは市が責任を持って指導をしていくという、何らかの形で制約をつけて園の運営をしていっていただきたいということでこういう表現をしています。いずれにしても国の考えている第三者機関を、できれば市の機関として置きたいと考えて、これが監査をするものということでもありませんし、委員がおっしゃられたように、第三者評価の基準については各園、民間の園も含めて自己評価をしていくための1つの基準という使い方をしていく、というのが目的の中に1つあるのではないかと思っていますので、それは当然あるかと思っています。

ただ、ここで表現をしている第三者評価の機関というのはイコールではないと考えています。第三者評価についての考え方を述べさせていただきました。

委員 すみません。そのところで基本的に誤解がある。第三者委員と第三者評価と今一緒にお使いになりましたけれど、言葉じりを押さえるようで申しわけないんだけど、第三者委員というのは保育園の最低基準で今度決められた、各園が苦情解決の窓口をつくって、そして第三者委員を設けるということになっています。第三者評価というのは、自分たちが自主評価をするチェックリストをもとにして職員全部でそのように仕事をして、それで評価を受けるわけで、それは大学の先生とか現場の園長とか、園長退職者とか、大体3人1組ぐらいで回ってもらうと。それは有料であると。こういうことであって、第三者委員と第三者評価は全く違う別の問題ですから、ですから3ページ目の小判型のところにあるのは紛らわしいのであって、ここに置くのが委員の説明だと、第三者委員ということだと。評価になる。評価だったら義務づけはおかしいのであって、例えば公立を受け取った園がやるかやらないか、それはその園の自主性に任せなければならない話だと思うんですよ。

事務局 委員がおっしゃることはよくわかります。今、国でつくっている第三者機関がイコールであるならば、ここにその機関を持ってきたとすれば、委員がおっしゃられるとおりで、自主的に第三者の評価を受けるということになっていますので、それは民間の園、それからもし民営化されて民間になっていった園については、当全自主的ということになっていくわけですけども、私どもがここで考えているのは、苦情処理のための第三者委員ということではなくて、第三者の評価をする機関と考えています。ですから、国が今検討しているのをベースにしていきたいと考えています。

委員 それでは先ほど委員から話があったように、民間の個性はますます薄れていくことになって、これはだって市の監査でしょう、そうなれば。公立が民間に移管したところだけは第三者委員をつくって、指導・監督するということなら、なぜ民間に移ったのにどうしてここだけ監査をするの。おかしいんじゃない。

事務局 全体の絵のことを説明してから審議をお願いしたいのですが、ちょっと間があいてしまっているのでは誤解を招いているのではないかと思います。私どもここで民営化をしていった場合には、その園については確かに民間になっているわけですので、イコール私立保育所ですので、これは委員が言われるとおりだと思いますが、これを民営化の話を拠点化とリンクされていないんですけども、民営化をしていった場合に、ある程度市が保育の内容、それから運営管理についてのある程度の責任を持ちたいということで、一定期間、これは契約なり何なりをうたい込めると思うんですけども、その期間については市の指導を入れていきたいと考えています。

委員 だけど、このところにあるように、公募するときに選考委員会をつくって選考

基準、条件等を決定して選考手続の徹底、ヒアリング、視察をして、ここで全部洗い出しているんだから、市がこの法人はまさしく適していると思ってここへ移管するわけだから、何もここへ来てこれを監査することはないのではないの。おかしい。それではこの事前の審査が必要なくなってしまう。

委員長 何か民営化するとしたらという話は抑えたいんですけども、市のおっしゃることは、仮に民営化する場合も丸投げでほうり出すのではなくて、ちゃんと市が一定期間、それが継続するように市もかかわっていきながら、保育の質等を向上させていきたいというお考えだと思うんですね。ただ、この図だと、それをやる機関が全部公立にも既存の民間保育園にも出ているのでちょっといろいろ誤解が出てくるのかもしれない。

もう一つは、市としてはそれは強制ではなくて、苦情にならないまでも事前の段階で要望的な意味合いで相互評価をしていきながら、鎌倉市全体の保育の質を向上させていくための何らかの機関を、それは児童福祉審議会に準ずるようなものとしてですが、そういうものを立ち上げていって、日々の保育とかと並んで何らかの形である意味で財政だけではなくて、もう少しソフトの面で、保育の質の向上を図る1つの方策として考えていらっしゃるということではよろしいかと思います。

委員 なぜしつこく言っているかというところ、この間、東日本の関係者を集めて第三者評価の話をしたときに、東京都の課長が出てきて、東京都は公・私立全部第三者評価をやりなさいと強制するんだと言って、みんなこれには大ショックなんです。そういうこともあって、大体隣近所の行政を横に見るのが行政は得意だから、東京都のまねをされては困ると思ってしつこく言っているだけの話で、そういうことです。

事務局 民営化のお話、民間の力を借りていきたいということについては、手法の1つとして民間でお願いをしていきたいということでお話をしているかと思いますが。委員が言われましたように拠点化をしていくのにお金がかかる、これは実際にかかると思います。この事業をやっていく、また施設的な整備をしていくことになりますのでお金がかかっていくかと思いますが。何度か拠点化の説明をさせていただいている中で、お金と人材の部分のお話をさせていただいていると思うんですけども、公立の保育士を初めとする人材を有効に使っていきたくて考えています。それとあわせて拠点化を図っていきたくて。拠点化をやるところで、簡単に言いますといろいろな事業をもしやっているとすれば、そこに人手がかかってくる。そこにはノウハウのある職員を回していくことはできないかなと考えているのが、その部分になります。確かにお金がかかってくるという部分もあるかと思いますが。ですので、イコール民営化ということではないんですけど、手法の1つとしてそういうことを考えている

とご理解をいただければと思っています。

それから機能につきましては、確かにすべての園でというお話があるんですけども、例えば障害児保育をやります、病児保育もやります。障害児も民間にしても公立にしても受け入れを実際にはしていただいています。それから病児保育、少々熱がある子どもでも薬を持ってきてかなり受けているというのは、この間の現場の声の中でもあったかと思うんです。これは公立・私立ともにやっていただいているかと思います。現実的にはそういう部分が入っているかと思いますが、病児保育などにつきましては、もう少し整備をしていくのであれば全園ということではなくて、まず拠点化をしたところでスタートをしていく、そこでノウハウをつくっていくというのでも必要ではないのかなと思いますので、委員が言われたように全園が望ましいけれども、その前後策としての拠点化だということもりではないですけれども、全体の必要性を考えていけば、拠点化でも賄えるものについては拠点化の中でいけるかなと思っています。以上です。

委員長 ほかに、いかがでしょうか。

幹事 ちょっとよろしいでしょうか。

今日、私どもが以前からお示している案に対して基本的なというか、核心に触れるご指摘なりご議論がされているように思うんです。ここの部分が今後レポートでまとめるときの一番大変なところだと思うんですが、もう一度整理をさせていただくために、今後のご議論の参考になろうかと思ってお話をさせていただきますが、まず拠点化のお話については、考え方としては

委員、委員のおっしゃっていること、私どもも全く同じでございます。すべての園が公立・私立を含めて開かれた保育園を含めて、あるいは地域の子育て支援機能も含めて、保育支援で書かれているいろいろな保育の機能すべてが、利用者の本位のサービスができるようになることが多分理想だと思います。そういう意味では拠点化の考え方というのは委員の御指摘のような次善の策ではないかと、そういうことも1つ議論として、この審議会での議論として、拠点化のあり方についてどういう位置づけをしていたのかということが、1つのポイントになるだろうと思います。

私どもは今、地域の子育て支援の問題、待機児童対策の問題、緊急を要するような大変大きな課題を抱えている中でご提案をしていることは、長期的な展望を持った理想の提案というよりも、当面緊急の課題をどういうふうな中期的な視点を持ちつつ対応していくかという意味では、言葉をかえれば委員のおっしゃるように次善の策かもしれません。審議会でもこの辺の長期的な見定めをしつつ、今抱えている課題を解決するためにはどうしたらいいかということを変に大きな視点としてご議論をいただくところかなというの

が1点です。

もう1点は、それにかからめて、民営化については拠点化と同じ議論ではないだろうと、これは全くそのとおりだと思いますので、拠点化と民営化を別々に議論をされていくことが必要ではないかと思っております。

それからもう1点、申し上げたいと思うのは、委員から出ていました第三者評価の関係は、私どもが提案をしたかったのは、行政が従来措置をしていた部分を選択制という形で、利用者がみずから保育園を選ぶことになったときの行政責任として、市全体の保育サービスの質については、果たして行政責任が放棄をされるのかということが、私どもとしては責任の問題として一番意識をしているところでありますので、どうしても全体のサービスの質を公立・私立を含めていかにして高めていくか、あるいは維持をしていくか、そのための第三者機関ができればいいかなと提案をさせていただいていますので、この中身について、あるいはその位置づけについて、この辺をもう少し詰めてご意見をいただければと思います。少し長くなりましたけれども、よろしく願いいたします。

委員長 では、さん、どうぞ。

委員 保育問題の中身のこともなんかも、この間、保育園から来ていただいたので、今の皆さんのご意見について、私も何かちょっと述べてみたい。これは生きてると考えてよろしいんでしょうか。拠点化でどういうことがされて、地域全体でどういうことかということについてコメントいたしますと、例えば拠点化保育園で一時保育や子育て支援や機能の一部ということが実際に始まりますと、やはりそれはかなり大事なことです。日常保育は今までどおり行われるとしましても、例えばそこでプラスアルファ、地域的な特色とか、何やっていくかということが抜けて、そういうことが拠点化で大変になっていくかなと思います。

今の議論の中で、例えば公立保育園はすべての保育園で同じだけのサービスがされることは必要かもしれないんですけども、学校教育の中でいわれているように、その地域性とか、学校・保育園の独自性もまたあってもいいのかなと思って。実際にそういうところもあるわけですが。例えば民営化になりますと、今の公立保育園のように異動体制がありませんので、その園の特色が、今の私立保育園を私は知らないのですが、多分皆さんそういうふうになっていると思います。でも、その中でも、例えば地域にこれから開かれていくと、その近くに高齢者施設があって、そこの交流を主にやっていくというのが特色になるのか、この間の深沢保育園のような立地条件ですとアスレチックや冒険・遊び場のようなものも園庭につくると、それもおもしろい園という特色もあれば、また地域の方が隣にある畑を貸してくだされば、畑をやっている

くというのがその園の特色とか、いろいろなことが考えられて、それは今後
もいいのではないかと思いますので、かえって民営化の中でそういうことが
実現できればそれがおもしろくて、公立は押しなべて人事異動があるし、い
つも同じであるということになるのかな。特色ができてくると今度は措置の
問題になってきて、今までの公立の伝統は、私はここに行きたいと、うちの
娘はここと思ってもそこに入れない状況があるけれども、私立の場合は選べ
るわけで、そういうことが果たしてどのぐらい可能になるのか、ちょっとそ
れが気になったりもします。

病児・病後児保育のことも議論になりましたが、14年度からファミリーサ
ポートセンターが実際に始まりますと、その中でその部分がかなり解消を
されるのかなと。ただ、もちろんファミリーサポートセンターも問題があり
まして、一定の預かり会員、この方に選定をしたいとある程度指定できると、
一人この方はうちの子どもが何かあった場合になると、もう専門になる。
そういう場合はどうするか。それから1時間700円になってくるとそれが
不可能な家庭はどうしていくかとか、いろいろな問題があるかと思いますが、
とりあえずは病児・病後児保育でいつも自分が通っている保育園以外のとこ
ろに子どもを預けるということは親の心境としてなかなかできませんので、
それよりも安心できる方に見ていただくという方になればなど。これもファ
ミリーサポートセンターが始まって、どんなふうになっているか状況を見な
がら、固定化せずにとりあえず1つ園でやっていくしかないのかなと。それ
もわかると思いますけど。

委員 私も、病気のときのお子さんとはとても不安な状態ですし、おうちで見てあげられ
るのが一番いいんですが、お父さんもお母さんもお仕事があって不可能なと
きには、今おっしゃられていたファミリーサポートセンターみたいな形で、
そういうお子さんを見ますよという方たちを登録しておくような機関があっ
て、もしお留守番のときにおばさんとか何かが来てくれるとかということが
あって、顔見知りの方が出てきた場合にはそういう方をお願いするのが、一
番自分の家で自分の布団で寝ていいのではないかなと思っております。で
すから拠点化の事業の中の1つとしてサポートセンターがやることと、こち
らがやることを取り合うようなことは、なるべくならばしない方がいいの
ではないかなと思いますし、私は最初に子育て支援センターがここに1つでき
て、そのほかにもう1つつくるといって出されていると同時に、公立保育
所が拠点化になるといったときに、子育て支援センターの中核になるものは
1つでもいいので、もう1つ支援センターという形をつくるよりは、自分の
近くで行ける場所に同じようなサービスができる場所があって、それでそう
いう情報を全部集めているのが支援センターという形、これはハードがなく

でもよくてソフトみたいな感じで、ここでこういう問題が起こっているときにはこうなさいというアドバイスができるような、中核ができていればいいのではないのでしょうかというお話をしたことがあると思います。

そういった意味で、公立の保育園の方たちがいろいろなサービスとかをしていただけるのはとてもありがたいですし、この図ですとどこも保育園に行っているけれども、こういうときは拠点化保育園に行きなさいという形になってはいますが、まだ保育園に入っていない小さいお子さんとか、あるいは幼稚園にも保育園にも行ってなくて自主保育をなさっている方たちもいるわけですから、そういう方たちが行ける場所が今は子育て支援センターだけですけれども、そうではなくて保育園にも行けるという形での拠点化なら、とてもいいと思いますと申し上げたかったのですが、この図ですと拠点化に関しては、あっちにあって、こっちにあってと、私それがすごくわからないんですね。ファミリーサポートセンターがあつたり、子育て支援センターがあつて、結局子育てのことを考えてくださっているんですけども、情報がいっぱいあり過ぎて、お母さんたちが実際にどこに行ったらいいのかわからなくなってしまうようなことだけは、鎌倉市でしていただきたくないなと思います。子どものことだったら、ここに聞けばその人の必要なものが全部わかるような、こっちに聞いたときとファミリーサポートセンターに聞いたときと違うことが出てしまうようなことはないようにしていただければ。中核になるものがあって、それがいろいろなところに足を伸ばしていると、それができるような気がするのですが、この中で拠点化園とか民営化の園とか私立・保育所の上下関係とかというのは全くなく、1つの傘の下にこういう形であるといいなと思っていることが1つ。

あと、先ほどから出ている保育園の評価機関に関しては、私は保育園に関係ない人間なのでわからないんですが、自分のところはこの評価を評価機関から受けていますよと、それぞれの保育園の方たちがこれから自分たちの園に来てくださいというために、うちはこの評価を受けていますよとか、そういうことは発表していくものなのかちょっとわからなくて、不動産業界には、何々不動産とあって括弧をしてあって、自分のところは認可を取りましたよとかという形で出たりしますよね。ああいう形で、自分のところは何年に評価を受けてこういう形になっていますということが発表されるものなのかどうかも、預ける側としては知りたい1つだと思いましたので、よろしく願います。

委員長 最後のところは、3月の第三者評価委員会、国がやるところは、その第三者評価の情報をどこまで公開するかということが議論の主要なテーマになっているので、そこでまた参考になる一定の方針が出てくるかと思えます。

委員あるいは 委員がいろいろご意見を言っていたことについて

て私が整理をしません、特に事務局側で何かコメントをされる部分がありますか。

事務局 1つよろしいでしょうか。何点かご意見をいただいているんですけども、病児保育の話が幾つか出ていたかと思うんです。病児保育を実際に先行的にやっているところもありますので、そういうところの事例なり何なりを見させていただいているという段階なんですけれども、ただ単に保育所でお預かりをするだけでなく、いわゆるお医者さんなり看護婦さんなりをそこに配置をしていく。その配置をされた中でお預かりをするという形をとっているところが多いようです。

医療も含めてやるのがやはり必要ではないのかなと思っていますので、そうすると全園配置という形よりも、効率的に考えた場合にはある程度の拠点なりでと考えて今やっています。

それから全国でやっているのは保育所ではなくて、別の場所を設けてやっているところもあります。それと病児保育・病後児保育については逆に派遣をするというタイプも国では提案をされていますので、今言いましたように保育士さんですとか看護婦さんなどをお宅へ派遣をするということも含めて考えていますが、どのような方法をとっていくかというのは決定しているわけではもちろんありません。そういうものもあるんだということだけご理解いただければと思います。

委員 病児保育とか病後児保育は、実際に保育園を運営している側では非常に大変な問題なんですよ。病児保育と病後児保育は全然違いまして、病児保育の場合、

委員がおっしゃったようにどこかの拠点に医師と看護婦を配置してくれば、そこへ親が車で連れていった方が安心は安心。余り休みの多い人は職場を解雇されますから、なるべく休まないようにするためには、それがいいんだ。でも子どもの立場から考えれば、ふだん一緒に過ごしている子どもがいる方が、いいに越したことはない。でも病気のときにはそういうことを言ってもらえないので、子どものことで痛い、かゆいが言えない子どもだから、いつどういうふうに病状が変化をするかわからないから、そういう場合には医師・看護婦が常駐するところがいいと。ほかの保育園では、医師と連絡をとっていても、緊急に救急車を呼んだり何かをしてもなかなか間に合わないことも多い。そういう意味でそれがよいと。

病後児保育は、感染症なんかの子どもについて隔離保育をしなければならないという問題があって、この隔離保育は実は一番保育園で問題なので、これはなるべくしたくないのだけれども、病気になった子と健常な子とでは親の姿勢が全然違うわけで、うちの子にもしもうつたらどうするんだと。こういうことは余り考えられなくて、例えば医師に登園をとめられている病気等

については家でぴんぴんしているわけですから、だから保育園に来てどっか部屋があいていれば、そこで隔離をすればいいんでしょうけれども、うちの子にうつたらどうするんですかと言われたときに大変困ると。だから病気の子とまだうつっていないのか、直っちゃったのか、その子との間でどういうふうに対処するかというのは大変非常に大きい問題。ですから病児保育・病後児保育の拠点が、この前もらった図面で1カ所になっていますけれど、なかなか技術的に難しいんだけれども、お金が豊かに配られる公立のいろいろな保育園に医師を常駐すれば、そこへ連れていく親も余り遠くまで行かなくて済んで、利便性もあっていいのかなと。

川崎の奥の方に医師夫婦が病後児のセンターをつくった。そこはお医者さんが2階に住んでいて下で子どもを預かっていたけれど、そんなところへ自分の大事な子どもを集団から離して連れていくのかと、かなり批判的であったんですけれど、今そこは超満員ですね。ですから、その地域に住んでいてうちの子が病気になって、きょう大事な契約がとれるのに休むわけにいかないというような子については、そういうところがあることが救いであると思うんですけれど、この辺はちょっと皆さんの議論を聞きたいと思っています。

委員 今、病後児保育等の問題が出てきました。それに関連して幾つか。1つは医師の配置の問題ですよ。これは幾つかのことを考えなければいけないと思います。小児科医が今全体的に足りないですよ。神奈川県医師会でも去年調べたことがあるんですが、相当数足りないんです。鎌倉でもかなり足りなくて、一人の小児科医が過労で倒れてしまうと、その地域がへこんだ地域と、そういう実態があるのが現実の問題です。

欧米なんかの場合では、病院の中に必ず医師がついている保育施設を持っているという実態がありますよね。そこから見ますと日本の場合には非常におくれていると思います。そういった意味では、本当に保育だけではなくて小児科医療の問題もきちんと考えていかないと、子どもを持つ親にとって小児医療というのはかなり深刻な問題です。もちろん子どもに熱があってもう一息という場合には、率直に言えば仕事を休みたいですよね。これが実際のところ。しかし、それができないという条件がある中で苦しい選択を迫られるわけで、そういった点では保育園だけの問題ではなくて、そういった労働条件をいかに作り上げていくのかということを行政側も積極的にやっていただきたい。本当に厳しい中で難しいんですけれども、しかし、それはやはり行政の機関が病後児保育がある場合にも、介護休暇のような制度をやはり病後児でも介護休暇制度を男女問わずにある程度とれるよう働きかけを行っていただきたいと思います。それは非常に大事だと思います。当然ですが、子どもが病気になったとき親が一番近くにいるというのが最善の方法だと思います。

それから第三者機関にかかわった問題ですが、幾つかのことがあると思います。第三者機関を設置してさまざまな意見をもらう。それ自体はとていいことであって結構なことだとは思いますが、その中でそれぞれの地域に合った保育をやっぴり目指すべきだろうと議論の中でありましたが、そうしたときに現在の人事のあり方でいいのかどうなのか、考えなければいけない問題だと思います。民間の場合に優位な点があるんです。人が代わりません。10年たっても20年たっても、おやめになる方は別にして、人が代わらないからこそ、継続的に地域に根差して保育なら保育、教育なら教育をやっていくという体制をとることが可能です。しかし、公立さんの場合には一定の期間で異動がある。これはやっぱり小学校でも今問題になっていますが、例えばこの人たちにはちゃんと根差してつくってほしいという方は、最低5年から10年は必要ですね。そういう方がいないと地域ごとの保育というのは実現できないだろうと思います。そういう方が拠点と連携を図りながらつくりあげていくことが必要だと。

それからもう一つは、評価をいただくだけではなくて、先ほど市も言っていました、内部での活発な論議がとても大事なことだと思います。評価だけをやられていくと、必ず内部での論議は、変な言い方ですが冷めていって、やっていられないという状況が生まれてくると思うんです。そうではなくて、中で活発な論議を自由にできる環境をつくることがとても大事だと思うんですね。その中では、その自由な論議をいかに広げるか、制度的なものをつくる必要も出てくるでしょうし、それを積極的に評価をするものでなければいけないだろうと思います。

その中で1つ大事なのが、これから検討をされなければいけないのは、公立であってもある一定程度地域に合ったこういう保育を目指していきたいというものが出てくる可能性がある。そういった場合には、もちろん公立の保育は全市一律で一定の水準のものをつくると、これはすばらしいことなんです。これは今までは一定の成果を十分上げてきたと思いますけれども、各園の自主性といいますか、独自性を認めていくことも大事ではないか。そのときに、私は詳しくないからわかりませんが、園長さんの問題は大事なかなと思います。これがすべて正しいわけではないんですけれども、例えば学校教育の現場であるならば学校長に当たる人、それもやはり教育を経験した方が必要ですよ。子どもの指導・ケア等をしていくときに子どもの実態がわかる方ではないと、そこに企業の社長さんが来ていきなり企業と同じやり方でやられたならば、子どもたちはあつぱあつぱしてしまいます。では鎌倉の保育園ではどうかというと、園長さんは必ずしも保育経験者に限っていないんですよ。すべてそういうわけではないです。それが正しいかどうかというのは

また別ですけれども、そうでない方もいらっしゃるわけで、やっぱり一定の研修なり一定の素養を持った方がやられることが大事なことだろうと思います。

そうしたときに、この審議会で最初に論議をしてきたことに立ち戻ることになるんですが、それぞれの園が抱えている地域を市がどのように評価をするのか。この地域はこんな特徴を持っていると、例えばこの地域は非常に自営業者が多いからこそ、こういうニーズがあるのではないかというふうな地域性を行政側が評価をしていくことが不可欠ではないかと思っております。以上です。

委員長 ありがとうございます。時間の関係もございまして、いろいろお話をいただいたということで議事録には残りますので、3番目の議題に移らせていただきます。

報告書の取りまとめなんですが、きょうで今年度の13回分が終わりまして、私たちの任期が8月までになります。一応市としては6回分の予定、もう少し予算はとっておいてくださっていますので、そうすると4月から5カ月の間に6回をやることになると思うんですが、これは後で日程調整をぜひさせていただきたい。それで私たちの職責を果たしていきたいと思えます。

ずーっと保育所の議論をしてきまして、きょうの話を伺っていてもまだまだ議論をするところがあると思うんですが、このまま行ってしまいますと、もう一つの鎌倉の子育て全体をどうサポートしていくかということについて、ほとんど議論ができないままで報告書ということになりますので、おおよそこういう形で進めさせていただけないかという提案をさせていただきます。

1つは、残り5カ月ですのでぼちぼち全体の報告書の目次立てですとか、どういう内容を盛り込んでいくかということについて、私が事務局と相談しながら、たたき台を徐々に出させていただくということ。

それから、第14回、15回、16回、3回ぐらいかけてもう一つの課題である鎌倉市全体の子育ての問題、きょうのお話の中でも保育園を利用していない子どもたち、小学校に行っている子どもたちの話が出てきました。あるいは、地域全体の中での子育てをどうしていくかということがあると思いますので、残り3回分ぐらいをそれに当てさせていただいて、17、18回ぐらいで最初の課題、2つ目の課題の総体的な議論をさせていただいて、ここでは徐々に次回あたりから出していくたたき台に肉づけをしていって、そして19回目、これが8月になると思うんですけれども、ここで全体の取りまとめをしていきたいと思えます。私としては、もちろん報告書ですから1つのまとまった文書になればいいかなと思えますけれども、こういう形で進めてきましたので、例えば多数決で5対3だからどうかという形ではなくて、

それぞれの委員の意見を出せるような形で報告書をつくっていきたいと考えております。例えばこの意見について何人ということではなくて、こういう意見がある、こういう意見があるという形。もちろん1つにまとめればそれも構わないのですけれども、そんなことを考えておりますが、いかがでしょうか。

この先3回ぐらいを一応報告書に準備を向けた作業を始めるということと、もう一つは鎌倉全体の子育て支援について議論をさせていただく。その後、取りまとめに向かって作業を進めていくということはいかがでしょうか。

委員 お願いします。

委員 結構なんですが、果たして8月までに6回もできますか。

委員長 そのことがありましよう。ただ委嘱状は8月のいつまででしたっけ。

事務局 18日ぐらいです。

委員長 18日なので、もちろん委嘱を延ばしていただくことも、前もってあるのかもしれないけれども、ちょっと私自身の予定として、ことしの秋はアメリカに研究に行く予定も出ていまして、そういう個人的な事情もある程度あるかもしれないけれども、一応委嘱をいただいた8月までで終える努力はしたいと思って、もしまとまらなければ場合によっては次期の審議会で提案をするという手もあるのかもしれない。

委員 日程調整に入る前に事務局に宿題をちょっと1つ出しておきたい。先日、障害児サービス検討委員会の席で出てきた話なんですが、障害のある子がいて、ある幼稚園でうちでは受け取れないというので断られたと。それを引き受けてくれた幼稚園が、その子のためを思って受けたけれど、そこでもしも何かあったときのリスクを背負わなければ。そのときに市として障害保険とか、賠償責任保険とか何か救済の手だてがあるのかどうか、調べておいてほしい。

事務局 保育園ですか。

委員 幼稚園。市単の障害児の保育手当を支給している幼稚園ですね。例えば脳に重い病気があって、いつてんかん発作が起きるかわからない。そのときに気づくのが遅ければ死に至る可能性もある。こういう病気があることを承知で預けたけれども、そういう結果が出れば当然責任問題が出てくる。そのときに幼稚園にそれだけの手だてはないでしょう、 委員。

委員 幼稚園は独自で民間の保険、子どもは民間の保険と学校健康センター、昔の学校安全会、そこに入っています。

委員 それだけ。

委員 両建てで入っています。

委員 だから、やっぱり市民の子ども全体のためにという意味で制度があるのか、鎌倉市独自で制度がつくれるのか、現にあるのか、その辺をちょっと調べておい

てほしい。次々回あたりに私はその辺を議論をしたいと思っています。

委員長 全体としては、幼稚園・保育園を含めて就園をしていっしょらないお子さんたち、未就園児へのサポートについて。それから幼稚園にいっしょらないお子さんたちのサポートについて。それから小学校低学年のお子さんたちを育てていっしょる家庭のサポートについて。ということになると思うんですね。そのことにプラス、ファミリーサポートセンターの話ですとか、それから 委員がいつもおっしょる地域のいろいろな社会資源をどういうふうにも有効に活用して子どもたちを育てていくのか。あるいは児童員、主任児童員さんの連携もその関係で出てくる。そんなことも議論をしていきたいと思っています。

委員 ちょっとよろしいですか。もし必要ならば、幼児教育振興プログラムが昨年出まして、幼児教育に関するものはすべてそこで扱っていくんだという考え方がどうもあるようで、いわゆる保育所保育と幼稚園教育との兼ね合いで、17年度の地方分権を踏まえて幼保一元という形で窓口の1本化とか、そういうことが書いてございますので、ぜひ次回にはそういう資料も出していただいて、今まで幼稚園に関するものがほとんどなかったので私も黙っていたんですけども、子育て支援ということになりますと、当然鎌倉の子どもたちのことがすべて網羅されるべきだと思いますし、今、神奈川県が子ども未来計画というものをつくったんですが、つくった後ずっと神奈川県私立幼稚園連合会と対立をしております、要するに保育所保育しか書いていないのに、なぜ神奈川の子ども未来計画かという問題が出てきますので、ぜひその辺はこれから私どもに資料も提供をしていただきたいと思います。

委員長 ぜひ、お願いいたします。

委員 時間をとるつもりはないんですが、この予定だと今でなければ言えない問題があります。前にもちょっと議論をしたんですが、先ほどの民営化のところ、民営化すると資金の節約になるというのが前提としてあるように思うんですが、それがどうして節約になるのか、まだ私は判然としないんです。実際には格差があるのはよくわかったんですが、第6回のご説明では、人件費、特に先生方の年齢の違いが最大の原因であると。もう少しきつい言い方をしてしまうと、この議事録を見ると、それがほとんどの要因であるというようなご説明だったんですが、そうだとすると、今の民間の先生方が長く勤めるようになると、その制度的メリットは失われてしまう。経済的メリットは失われてしまうという性質のものであるのかどうか。なぜこういう市の負担に民間の保育園と公立の保育園で違いが出て、民間にすると節約することができるのかということについて、今の私の理解でいいのかどうか、この17回、18回のところでも結構です。その前に資料をいただけるなら結構で

すが、ぜひ大事な点だと思うので、教えていただきたい。

委員長 わかりました。

それでは日程の調整に入らせていただきます。

(日程調整)

委員長 それでは、次回は4月20日(土)の午前10時から、次々回については5月21日(火)の6時半ということで予定しておいてください。

それでは、ちょうど時間ですね。どうもありがとうございました。